千葉県県土整備部の積算基準の公開に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部の積算基準(営繕を除く)を公開し、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、積算基準の公開に関し、必要な事項を定める。

(公開の内容)

第2条 県土整備部の積算基準とし、別表1のとおりとする。

(公開の方法等)

- 第3条 公開の方法は、閲覧及びホームページ掲載により行うものとし、内容は次項 のとおりとする。
- 2 文書館における公開内容等は次のとおりとする。
- (1) 公開する積算基準は、別表1のとおりとする。
- (2) 文書館における公開内容等は、文書館に関する条例、規則及び要綱による。
- 3 県土整備部各機関における、閲覧により公開する内容等は次のとおりとする。
- (1) 公開する積算基準は、別表1のとおりとする。
- (2) 閲覧場所は、別表2に掲げる機関のとおりとする。
- (3) 閲覧しようとする者に対しては、閲覧申請簿(別記様式)に必要な事項を記載させ、各機関の担当者の承認を得て行う。
- (4)公開する期間は、積算基準の改定日から1年間とし、公開時間は、原則として各機関の開庁時間(本庁及び出先機関の執務時間に関する規則による)とする。
- (5)公開する積算基準の管理及び保管は、各機関の長が指名した職員が行うものとする。
- (6) 公開する積算基準は、閲覧所の外部へ持ち出させてはならない。
- (7) 各機関とも、積算基準の内容について、電話等による問い合わせには応じな いものとする。
- 4 ホームページによる公開内容等は次のとおりとする。
- (1) 公開する積算基準は、別表1のとおりとする。
- (2) ホームページへの掲載時期は、積算基準の改定後、速やかに公開するものとする。
- (3) ホームページへの情報掲載については、報道広報課の定める千葉県ホームページ運営要領の定めによる。
- (4) 掲載期間は、積算基準の改定日から1年間とする。

(その他)

第4条 本要領は、ホームページに掲載して公開するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月5日から施行する。

この要領は、平成18年 4月1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月1日から施行する。

この要領は、平成23年 4月1日から施行する。

この要領は、平成23年 7月5日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、令和 3年10月1日から施行する。

別表1

積算基準の公開する内容等一覧表

基準書の名称		閲覧	コピー サービ ス ^{※1}	ホームページ
積算基準(設計単価編)	積算基準対照表**2	0	0	0
	労務単価*3	0	0	0
	特別調査単価*4	0	0	0
	その他の単価*5	×	X	×

留意事項

- ※1 コピーサービスは千葉県文書館のみである。
- ※2 積算基準書は、一般刊行物であるため県との相違点を明示。
- ※3 国土交通省及び農林水産省二省で行う労務単価調査により決定し、 千葉県で使用している労務単価。
- ※4 千葉県が独自の調査等に基づき設定した単価。
- ※5 (一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会から市販されている「月刊建設物価」及び「月刊積算資料」を基に設定した単価は、単価欄を「刊行物等による」と表示している。

積算基準を公開する機関

機関名
県土整備部技術管理課
千葉土木事務所
市原土木事務所
葛南土木事務所
東葛飾土木事務所
柏土木事務所
印旛土木事務所
成田土木事務所
香取土木事務所
海匝土木事務所
銚子土木事務所
山武土木事務所
長生土木事務所
夷隅土木事務所
安房土木事務所
君津土木事務所